

役員報酬規程

社会福祉法人はるかぜ福社会

平成 24 年 3 月 16 日制定

改定履歴	
平成 26 年 12 月 18 日	第 3 条および第 4 条変更
平成 30 年 3 月 23 日	法改正に伴う評議員会での再承認
令和元年 10 月 16 日	第 7 条から第 11 条まで変更
平成 年 月 日	
平成 年 月 日	
平成 年 月 日	
平成 年 月 日	

役員報酬規程

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人はるかぜ福祉会(以下「法人」という)の役員及び評議員の報酬及び実費弁償等について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規定で役員とは、法人の理事及び監事をいう。

(役員報酬)

第3条 役員のうち、法人業務を行う理事に対しては、別表1により理事報酬および、別表2により実情に応じて実費弁償費用を通勤手当として支給する

(理事会及び評議員会への出席費用)

第4条 役員が理事会に出席したとき及び評議員が評議員会に出席したときは、別表3により実費弁償を支払うことができる。

- 2 交通費の実費が実費弁償額を超える場合には、その実費とする。
- 3 第3条に定める報酬を支給されている役員に対して支給を行わないものとする。

(監事の報酬)

第5条 監事が法人及び事業の運営状況を指導又は監査の業務にあたった場合は、別表4により報酬及び実費弁償を支払うことができる。

- 2 交通費の実費が実費弁償の額を超える場合には、その実費とする。

(出張旅費)

第6条 役員及び評議員が法人業務のため出張する場合は、別表5により報酬及び旅費を支給することができる。

- 2 交通費の実費が実費弁償の額を超える場合には、その実費とする。

(支給の方法)

第7条 役員及び評議員の報酬は、毎月26日に支払うものとする。なお、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、その前日に支払うものとする。

- 2 役員及び評議員の旅費については、必要の都度支払うものとする。

(支給の形態)

第8条 報酬及び費用弁償は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし本人の同意を得れば本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

2 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給基準として公表する。

(適用除外)

第10条 事業の職員を兼務する役員及び評議員は、この規定を適用しない。

(改正)

第11条 この規定を改定する必要がある場合には、評議員会の決議を経なければならない。

別表 1

名称	報酬
理事長業務報酬	月額：100,000～150,000 円
理事業務報酬	月額：80,000～120,000 円

別表 2

名称	通勤距離	実費弁償費用
通勤手当	2km 以上 10km 以下	4,100 円
	10km 以上 15km 以下	6,500 円
	15km 以上 25km 以下	11,300 円
	25km 以上 35km 以下	16,100 円
	35km 以上 45km 以下	20,900 円
	45km 以上	24,500 円

別表 3

名称	実費弁償費用
理事会出席	6,000 円
評議員会出席	6,000 円

別表 4

名称	報酬	実費弁償費用
監事監査指導	日額：10,000 円	6,000 円

別表 5

名称	報酬	実費弁償費用
報酬及び旅費	日額：10,000 円	10,000 円

附 則

- この規則は 平成 24 年 3 月 16 日から実施する。